



LLP（有限責任事業組合）の活用を

財団法人 中小企業総合研究所 主席研究員 坂 東 輝 夫

有限責任事業組合（LLP）の設立が相次ぐようになっている。組合という名前がついているから、本誌の読者にも馴染みがあるように思えるかもしれないが、組合は組合でもLLPは昨年8月にその設立が認められるようになったばかりの新顔の組合なのである。

度重なる商法の改定、施行が迫る新会社法と、このところ企業を取り巻く制度改革の動きが目ざましい。昨年8月に施行された日本版LLP法も、こうした制度改革の一環といえる。事業を遂行するための組織形態を多様化して、事業者が最適の組織形態を自由に選べるようにするのが狙いである。LLPの組織上の特徴としてよく言われるのが、「有限責任」「内部自治」「構成員課税」の3点セットだろう。有限責任とは組合の構成員全員が出資金の範囲でしか責任を負わないことで、この点は株式会社でお馴染みだ。ただ、株式会社では資金をたくさん出したもの（大株主）が権限と利益配分の多くを握るが、これに対してLLPでは組織内部の取り決めは原則として構成員が自由に決められる。だから、出資が少なくても、大きな権限を持ったり、より多くの

利益を受け取ったりすることが可能になる。三つ目は徴税にかかわる点で、LLPでは事業体（組合）に課税されず、構成員に直接課税される（パス・スルー課税）。法人税が徴収されないのだ。このように、LLPは民法上の組合が持つ内部自治と構成員課税という性格、それに株式会社の持つ有限責任という点を合わせて実現できる利点がある。株主総会や取締役会などの機関を置かなくていいので、機動的な運営ができる。お金がなくても技術（知的財産）を提供するか、労務やノウハウを出して、事業に参加できる。どちらかといえば、資金力に乏しい中小企業向けの組織で、共同で事業展開したり、新しく事業を起こしたりする際にふさわしい組織形態だろう。

もっとも、利点ばかりではない。LLPは法人格を持たない事業体なので、金融機関からの融資を受けにくい。必要な事業資金は事業者が個人として借りなければならない。ただこの点に関しては、日本政策投資銀行など政府系の4金融機関がLLP向けの融資制度を新設したというから、資金調達面の不利はある程度是正されたようだ。

こうしてLLPの利点などが理解されるようになり、この新組織を活用しようという機運が盛り上がってきたのである。昨年末までにおよそ300のLLPが設立された模様だという。昨年8月の制度創設以来5カ月間の実績としてはまずまずと言えるのではないか。実際、LLPはいまや、多くの業種で設立されるようになった。いま手元に昨年8～9月の2カ月間に設立された先駆け100組合（うち東京都は42組合）を分析した経産省の資料（「法律のひろば」平成18年2月号）があるが、それによるとLLPが設立された業種として、経営コンサルタントやサービス業、製造業、建設業、商業、運輸・通信業、金融業などが挙げられている。ただ、業種別の割合を見ると、経営コンサルタント業が40%と断トツのシェアを占めている。これに次ぐのが、ソフトウェアやコンテンツの開発（18%）で、この2業種だけで6割近くになる。一方、製造業はわずか14%である。ここからは、税理士や会計士、社労士、中小企業診断士などの専門家がLLPに参加してチームでコンサルタント業を展開している例や、ゲームソフトや映画をLLPという形で制作している姿が浮かんでくる。各人・各社の創意や工夫を発揮しやすいこれらの業種には、LLPが向いているということなのだろう。

では、製造業などの業種にはLLPは向かないのだろうか。そんなことはない。すでに、一部の中小製造業がLLPの設立に向けて動き出している。た

えば、大阪や奈良、愛知県の中小メーカーやデザイン会社、試作・設計会社など9社がLLPを設立した。狙いはズバリ、脱下請けである。9社は以前から受注情報の交換や情報端末の受託開発でグループ化していたが、真空管アンプ式のステレオセットの製造を始めることになり、LLPを設立したのである。愛媛県西条市の中小メーカーやエンジニアリング会社9社も共同研究開発を目的にLLPを設立した。また、在来業種のネジ製造業者が設計やデザイン、金型などの専門企業と一緒にLLPを結成した事例もある。いずれも、株式会社に比べて設立手続きが簡単なうえ、利益配分が合理的に行え、もめごとが起きにくいので、LLPを選んだという。共同研究の場合も、LLPだと技術的困難や費用負担の調整がしやすいという点もある。このように、製造業でも数社が集まって新分野に進出したり、共同で研究開発を進めたりする際には、LLPという組織が望ましい場合がある。LLPという新しい器には、なにもニュービジネスやIT企業だけが向いているというものでもない。製造業などの在来業種でもLLPをうまく使いこなす場面が増えているのである。新しい革袋に古い酒を盛ることも十分可能なのである。

商法改正で間もなく、いわゆる1円起業が恒常的に認められるようになる。事業遂行の新しい仕組みがどんどん生み出されているが、誕生したばかりの新顔の仕組みをいかにうまく活用するかが問われる時代になったといえるだろう。